

第2回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月28日(金)午後2時00分から午後2時46分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 10番 森 勤子

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 令和2年度十勝農業委員会連合会臨時総会について
- 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可について
- 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

協議

- 第1号 家族経営協定検討委員会委員の選出について

- 5 事務局長 川瀬 康彦
- 農地振興係長 岩岡 夢貴
- 忠類支局農地振興係長 広田 瑞恵
- 農地振興係主査 菅原美栄子
- 農地振興係主事 石塚 瑤人

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番 山下委員、4番 橋本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、10番 森委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和2年度十勝農業委員会連合会臨時総会について」を議題といたします。</p> <p>私の方から報告をさせていただきます。</p>
会長	<p>今月4日に、帯広市役所において「十勝農業委員会連合会臨時総会」が開催され、私と事務局長が出席いたしました。</p> <p>議題は「十勝農業委員会連合会役員選出」及び「北海道農業会議等の役員選出」の2件でありました。</p> <p>役員選出につきましては、各ブロックから選出された選考委員により、会長には帯広市農業委員会の中谷会長が、副会長には鹿追町の菊池会長と浦幌町の小川会長が、また、理事には、音更町の石川会長、新得町の三部会長、中札内村の出羽会長、広尾町の今村会長、陸別町の多胡会長が、監事には、更別村の道見会長、足寄町の齋藤会長が指名推薦され、それぞれ決定されました。</p> <p>また、北海道農業会議理事及び常設審議委員については、帯広市の中谷会長が選出され、北海道農業者年金協議会理事には、池田町の金川会長、芽室町の島部会長が選出されました。</p> <p>なお、議題とは別ですが、十勝農業委員会連合会における今後の事業、</p>

特に研修会や講演会の開催の可否について話題となり、現在のコロナ禍を考え、令和2年度に予定していたものは、全て中止にすべきとの意見が出されたところではありますが、この場では判断できないことから、後日、各農業委員会に意向調査を行った上で、役員会等で協議し決定することとなりました。

以上で、報告とさせていただきます。

議長

報告第1号について、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、XXXXXXXXXXから提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。
質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。

案件は、議案書1ページの6月29日、第36回総会で審議された2件でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、令和2年7月27日付けで許可をしております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。
質疑ございませんか。

議長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書2ページの、今月19日に町公社が利用調整を行った1件であります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番から3番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は議案書3ページから5ページの3件でございます。</p> <p>今月20日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番から3番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>

議長 次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第1号1番について事務局から説明いたします。

事務局 議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から9番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から7番について、議案書をもとに朗読】

1番から4番及び6番から7番は売買のために解約、5番は利用調整のため解約を行うものです。

【議案第2号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

8番、9番は利用調整のため解約を行うものです。

以上9件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号1番から9番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
11番	<p>11番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は原案のとおり可決されました。</p>

議長 次に、議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行い同月に購入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行い、同月に購入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。 よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次の議案第4号2番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(16番 多田委員退席)</p>

それでは、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

今月20日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第4号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、今月20日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番、6番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。これらの案件は、今月20日に柵委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月20日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号8番、9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は、今月20日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今月20日に、棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第5号2番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(19番 渡邊委員退席)

それでは、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題はないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

議案の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

今月20日に、高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

18番

ラグーンとは何でしょうか。

事務局長

ラグーンとは、糞尿処理施設のことでございます。土にシートを被せたり、コンクリートで固めたり、建設方法は様々でございます。

18番

わかりました。

議長

その他、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅等建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用である事から、問題ないと考えております。

なお立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今月20日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。

議案第6号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に棚委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番から3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第6号4番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16番 多田委員退席)

それでは、議案第6号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号4番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号4番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第6号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号6番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、協議に入ります。協議第1号「家族経営協定検討委員会委員の選出について」を事務局より説明をいたします。

事務局長

協議第1号「家族経営協定検討委員の選出について」を説明いたします。

はじめに、家族経営協定検討委員会でございますが、「幕別町ゆとりみらい21推進協議会」が実施する事業の一つである「就農環境条件整備事業」を実施するため、平成15年に「家族経営協定検討委員会」を立ち上げて活動を行っているところであります。

構成メンバーは、町内4つの農業協同組合、主に営農振興担当者、十勝農業改良普及センター東部、南部各支所、農業振興公社、農業委員会となっております。

農業委員会からは、現在、森委員と渡邊委員にメンバーとして入っていただいております。

また、農業委員選出の経過でございますが、平成15年の検討委員会立ち上げ時に、ゆとりみらい21推進協議会事務局であります農林課から、農業委員も入っていただきたいと推薦の依頼を受けまして、平成15年7月の総会において、「協議」として提案し、森委員を推薦しております。

さらに、忠類農業委員会との統合時に、忠類地区からも農業委員を出すこととなり、現在、渡邊委員を推薦しているところでございます。

検討委員の選出方法についてでございますが、前期の三役会議で検討しており、選出する時期につきましては、3年に1回の農業委員の改選時といたしまして、選出方法は、三役会議で選考のうえ本人にお伝えし、内諾を得た後、三役会議開催直後の総会におきまして、「協議」として提案し決定するというところであります。

次に、選出する委員でございますが、今月7日に開催されました三役会議におきまして、この選出方法を踏襲するものといたしまして、当該検討委員には、引き続き、森委員並びに渡邊委員をお願いしたいということとなり、この選考結果を踏まえまして、両委員に私の方からお伝えしたところ、どちらからも快く内諾をいただいているところであります。

説明は以上であります。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。選出方法について事務局説明の方法でよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

議長 異議がないようですので、選出方法については提案のとおり決定いたします。
次に選出する委員につきましては、三役会議で決定いたしました森委員、
渡邊委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。
よって、協議第1号の家族経営協定検討委員は、森委員、渡邊委員にお願い
するものとします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 議案は以上であります。
これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会します。

事務局 ご起立願います。ご苦勞様でした。